

インフルエンザ（注意報・**警報**）の発令について

令和 7 年（2025 年度）11 月 6 日（木）15 時 00 分

北海道紋別保健所
電 話：0158-23-3108

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 7 年第 44 週（10 月 27 日～11 月 2 日）（速報値）において、管内の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が 54.75 人となり警報基準である 30 人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、管内 8 市町村において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数（第 44 週）

区分	紋別保健所	全 道※	全 国※
定点あたり患者数	54.75 人	集計中	集計中

※第 44 週の患者報告数は速報値。

2 対 応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の石けんを使った手洗いや室内でのこまめな換気と適切な湿度の保持（50%～60%）、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

3 参 考

（1）インフルエンザの注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、紋別保健所管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後 4 週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 10 人以上となった場合
警 報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で 30 人以上となった場合
※警報発令後は 1 定点医療機関あたりの受診患者数が 10 人以上であれば警報を継続

（2）最近 5 週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第 40 週	第 41 週	第 42 週	第 43 週	第 44 週
	(9/29～10/5)	(10/6～10/12)	(10/13～10/19)	(10/20～10/26)	(10/27～11/2)
紋別保健所	1 (0.25)	8 (2.00)	6 (1.50)	77 (19.25)	219 (54.75)
全 道	133 (0.80)	350 (2.10)	549 (3.29)	1408 (8.43)	集計中
全 国	6,025 (1.56)	9,074 (2.36)	12,576 (3.26)	集計中	集計中